

名古屋港管理組合公報

令和6年3月15日
(金曜日)
第103号

目次

○港湾施設の廃止	1
○平成16年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正	1
○職員的人事異動	1

告 示

名古屋港管理組合告示第10号

次の港湾施設は、令和6年2月16日に廃止した。
令和6年3月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 係船浮標

名称	位置		沈錘の重さ	錨の重さ及び数量	錨鎖の方向及び長さ	標準係船能力(船舶の総トン数)
	方位及び距離	緯度及び経度				
係船浮標 52番	高潮防波堤中央堤西燈台から北へ約3,460メートル	度 分 秒 北緯 35 02 25.6 東経 136 48 12.4	8 トン	6×3 トン 個	北西、北及び南へ各50メートル	10,000 トン
係船浮標 53番	高潮防波堤中央堤西燈台から北へ約3,660メートル	度 分 秒 北緯 35 02 32.1 東経 136 48 12.4	8 トン	6×3 トン 個	北西、北及び南へ各50メートル	10,000 トン

名古屋港管理組合告示第11号

平成16年名古屋港管理組合告示第31号(制限区域の設定)の一部を次のように改正する。
令和6年3月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

2の表飛島ふ頭地区の項中「係船浮標52番」、「係船浮標53番」を削る。

雑 報

新	旧	氏 名
依願退職 (2月16日)	建設部管理課 技師	宮 崎 智

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合